

## 愛知県の救命救急センター設置方針

### 1 愛知県の方針（平成14年3月）

救命救急センターの新たな設置については、従来より概ね100万人に1か所を原則とし、人口地勢等の事情による設置を認めてきた。

今後新たに設置を計画する場合は、  
 既存の救命救急センターの診療体制、稼働状況、広域搬送体制等について十分検証を行うこと。 毎年、評価結果の公表  
 救命救急センターとして24時間体制で重篤な救急患者の受入を行うことができる十分な機能、体制等を有すること。 施設基準を満たす  
 医療計画において地域の三次救急医療機関として位置付けられたもの。 医療圏地域保健医療福祉推進会議、県医療審議会医療対策部会の了承  
 上記 ~ を満たすものに限り、設置を認めることとする。

その際、運営費等の補助については行わない場合がある。 県としては補助しない

### 2 愛知県における救命救急センター設置案

最終目標	基本的な考え（整備理由）	備考
・13病院（平成20年1月現在）  + 1病院 = <u>14病院</u>	・二次医療圏に1カ所を整備。ただし、人口100万人を超える場合には、複数設置を考慮  ・50万人を大きく下回る（2割）医療圏については、隣接する医療圏のセンターで対応	<u>施設基準を満たす病院に限る</u>